

# 給付奨学金

- ☑ 学校からの電話に必ず応答
- ☑ 修成メールアドレスを確認
- ☑ 住所変更が生じたらすぐに届け出  
自宅外通学から自宅通学に変更となった場合、届け出を行わないと不正受給となるので要注意
- ☑ 学生ポータルサイトのJASSO奨学金を確認！

2つ  
の  
支援

高等教育の修学支援新制度により

- ① JASSO給付奨学金
- ② 入学金・授業料の減免

の2つの支援を受けることができます。

※②入学金・授業料減免については、給付奨学金が正式に採用された後に支援額や今後の予定を通知します。

返還

対象となる  
ことがある

修得単位数が10%以下

出席率が10%以下など学修が確認できない場合は、学期の始めに遡って返還が必要となります。

返還対象となった場合は、授業料減免支援も受けられないため、授業料減免支援相当額を速やかに学校へ納入しなければなりません。

第I区分なら295,000円の追加納入

学修状況  
の確認が

厳しい

年2回(前期・後期)に

学業による適格認定を実施

出席率:81%以上

GPA:学科で下位1/4に該当しない

修得単位:進級・卒業できる単位

●基準を満たさない場合  
「警告」「廃止」「廃止(返還対象)」  
の認定を受けることになります。

●後期の出席率  
夏季集中授業以降の科目が対象です。

支援区分  
の

変更

毎年9月に

前年の収入による区分の見直しがされ、

10月以降の支援区分に

変更や支援停止が発生する  
場合があります。



1年次												2年次											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入学												進級											卒業
【1年前期】学業の適格認定▲						【1年後期】学業の適格認定▲						【2年前期】学業の適格認定▲						【2年後期】学業の適格認定▲					
2022年収入に基づく支援区分						2023年収入に基づく支援区分						2024年収入に基づく支援区分											

給付奨学金を受けている間、

第一種奨学金の振込が0円

となる場合があります。

給付支援区分見直しにより、  
給付奨学金が停止となった場合は、  
第一種奨学金が振り込まれるように  
なります。

懲戒  
処分

懲戒処分を受けた場合、奨学金は止まり、事由解消後も停止期間の奨学金は受け取ることができない。

(例)1ヶ月停止 第1区分・自宅通学  
給付:38,300円 授業料減免:49,100円  
合計 87,400円を失う

# 学業の適格認定

※出席率とGPAには全科共通基礎専門科目（編入対策授業）は含まれません。  
その他の科目は履修を途中放棄したとしても、算出対象となります。

判定	学業成績の基準							備考	
	学修意欲(出席率) (履修登録している全科目) 出席率が基準内であっても、課題提出等、 学修が確認できない場合は 判定が重くなる場合があります		修得単位数 履修登録している全科目 (累積)		GPA	原級留置	連続警告		
	前期	後期	前期	後期					
<b>警告</b>	右記①～③のいずれかに該当した場合 支援は継続するが、 学修状況の改善を 求める  ※次回「警告」となった場合、 廃止となる	① 前期定期試験前 までの出席率 51%～80%	① 夏季集中授業以降 の出席率 51%～80%	② 前期終了科目 まで 60%以下	② (学則の進級・卒業 要件を満たして いること)	③ 所属学科で 下位1/4に 該当	-	-	社会的養護を必要とする者 GPAによる「警告」は、該当しない場合 あり。(学修意欲等の面談実施)
<b>廃止</b>	右記①～④のいずれかに 該当した場合 奨学生の資格を喪失する	① 前期定期試験前 までの出席率 50%以下	① 夏季集中授業以降 の出席率 50%以下	② 前期終了科目 まで 50%以下	② 標準単位数 の 50%以下	-	③ 原級留置	④ 2回連続 警告	2回連続警告 2回目の警告事由がGPAのみの場合、 「停止」となり、その次の適格認定 時に「警告」「廃止」に該当しなければ 復活する場合あり
	当該期の始期に遡り、給 付奨学金の返還ならび に授業料減免支援の支 払いが必要	前期定期試験前ま での出席率 10%以下など 学修が確認できない場合	夏季集中授業以降 の出席率 10%以下など 学修が確認できない場合	前期終了科目 まで 10%以下	標準単位数 の 10%以下	-	-	-	-
<b>継続</b>	奨学生の資格を継続する	上記の「警告」「廃止」のいずれにも該当しない							

## 《やむを得ない事由》

- ①本人および家族の病気等の療養・介護
- ②災害や事故・事件の被害者になったことによる傷病
- ③災害や感染症の拡大等による授業・試験への出席困難
- ④その他 出席困難等、学業不振について学生本人に帰責性がない場合  
※学生本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしてもやむを得ない事由に含まない

## 《提出物》

### ●やむを得ない事情の申告書

学生支援係窓口カウンターの壁側に設置(学生ポータルから各自プリントアウト可能)

### ●証明書類

「医師による診断書」「入院の証明書」「民生委員の証明書」「罹災証明書」等

## 《注意事項》

- ・原則 欠席届・遅刻届で明確に事由がわかること  
ただし、欠席届等を提出している場合でも、申告書・証明書類等の提出がない場合は審査の対象となりません。  
(奨学金のルールによるため)
- ・申請があった場合でも審査があるため、必ず認められるものではありません。提出期限は学生ポータルサイトで案内します。  
休学、退学する場合は休学願・退学願を提出する際に必要です。

警告・廃止に該当しそうな場合で  
やむを得ない事由がある場合

退学・休学を希望する場合で、退学日等が決定するまで登校しない場合は出席率が大幅に下がり返還対象となる可能性大！

## 標準単位数

学業による適格認定における標準単位数は以下の通りです。

進級・卒業できる単位数を修得すれば、「警告」「廃止」に該当することはありません。

	2024年度入学		2023年度入学	
	1年次		2年次	
	進級要件 単位数	本制度での 標準単位数	卒業単位数	卒業単位数
(昼)建築学科	44	44	84	84
建築CGデザイン学科 建築デジタルデザイン学科	45	45	85	85
空間デザイン学科	45	45	84	84
住環境リノベーション学科 建築施工学科	43	43	81	81
土木工学科	43	46	91	91
建設エンジニア学科	44	45	89	89
ガーデンデザイン学科	43	43	83	83
(夜)建築学科	42	42	82	82
専科2級建築士科	-	25	必修科目22単位 自由選択科目1科目以上	
専科1級建築士科	-	35	必修科目35単位	

### ■ C科・F科

本制度での標準単位数が進級要件単位数を上回っていますが、  
進級要件単位数を修得すれば  
「警告」「廃止」には該当しません。

### ■ 前期の適格認定

前期終了科目が少ないですが、  
単位を修得しなければ  
前期の適格認定で  
「廃止」「廃止(返還対象)」  
となる可能性が非常に高いです。  
選択科目であっても修得してください。